長崎県北部海区漁業調整委員会事務局 (県北振興局水産課内) 直通電話 0956-25-5902 担当者 前川、青木

長崎県北部海区漁業調整委員会指示の発出について(お知らせ)

このことについて、下記のとおり指示しましたので、お知らせします。

記

長崎県北部海区漁業調整委員会指示第1号

長崎県北部海区における第3種共同漁業(ぶり飼付漁業)について、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項に基づき下記のとおり指示する。 なお、平成25年9月13日付、長崎県北部海区漁業調整委員会指示第1号については、令和5年8月31日をもってこれを廃止する。

令和5年8月8日

長崎県北部海区漁業調整委員会 会 長 山中 兵惠

1.制限内容

免 許	漁 業	漁場の	指示	事 項
番号	種 類	位 置	保護区域	禁止期間及び禁止漁業
北 共	ぶり飼付	長崎県	次の点イを中心とする	左記保護区域内におい
第51号	漁 業	壱岐市	半径500メートルの円周によ	て、9月1日から11月30
		郷ノ浦町	って囲まれた区域。	日まで
		横瀬地先	ただし、当該漁業権漁	1.灯火を利用する漁業
			場の区域を除く。	2.まき落し(通称かぶ
			点イ.	せ釣又はふかせ釣)
			1から258度の直線と2か	漁業
			ら266度30分の直線とが	を禁止する。
			交わるところ。	
			基点	
			1.壱岐市郷ノ浦町大島	
			頂上	
			2 . 同市同町長島灯台	

免 許	漁業	漁場の	指示	事 項
番号	種 類	位置	保護区域	禁止期間及び禁止漁業
北共	ぶり飼付	長崎県	次の点イを中心とする	左記保護区域内におい
第52号	漁 業	壱岐市	半径500メートルの円周によ	て、9月1日から11月30
		郷ノ浦町	って囲まれた区域。	日まで
		でき曽根	ただし、当該漁業権漁	1.灯火を利用する漁業
		地先	場の区域を除く。	2.まき落し(通称かぶ
			点イ.	せ釣又はふかせ釣)
			1から248度の直線と2か	漁業
			ら257度40分の直線とが	を禁止する。
			交わるところ	
			基点	
			1.壱岐市郷ノ浦町大島	
			頂上	
			2. 同市同町長島灯台	
北共	ぶり飼付	長崎県	次の点イを中心とする	左記保護区域内におい
第56号	漁業	壱岐市	半径	て、9月1日から11月30
		七里ヶ曽	1000メートルの円周によって	日まで
		根地先	囲まれた区域。	1.灯火を利用する漁業
			ただし、当該漁業権漁場	2.まき落し(通称かぶ)
			の区域を除く。	せ釣又はふかせ釣)
			点イ .	漁業
			北緯33度56分12秒	を禁止する。
			東経129度29分4秒	

2.指示の有効期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで